

○枚方市都市計画公聴会規則

平成14年12月19日
規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により本市が開催する公聴会(以下「公聴会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第2条 市長は、都市計画の案を作成しようとするときは、当該都市計画の案が都市計画の名称の変更その他特に必要がない事項に係るものと認める場合を除き、公聴会を開催する。ただし、公聴会において意見を述べる者(以下「公述人」という。)がいない場合は、この限りでない。

(開催の公示等)

第3条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、次条第2項に規定する公述申出書の提出期限前10日までに、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- (1) 作成しようとする都市計画の案(以下「都市計画案」という。)の概要
- (2) 公聴会の開催を予定する日時及び場所
- (3) 次条第2項に規定する公述申出書の提出期限
- (4) 公聴会の傍聴の申出期限及び手続

2 市長は、前項の規定による公示を行ったときは、庁舎内において都市計画案を閲覧に供するものとする。

(平16規則62・一部改正)

(公述の申出)

第4条 当該都市計画に係る住民その他都市計画案に利害関係を有する者(以下「利害関係人」という。)は、公聴会において都市計画案に関し意見を述べることができる。

2 前項の規定により意見を述べようとする者は、市長が定める期限までに、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 利害関係人にあつては、利害関係の内容
- (3) 意見の要旨

(平16規則62・一部改正)

(公述人の選定等)

第5条 市長は、前条第2項の規定により公述申出書を提出した者(以下「公述申出書提出者」という。)で意見の趣旨を同じくするものが多数あるときは、公述人を選定することがある。

2 市長は、前項の規定により公述人を選定したときは、その旨を意見の趣旨を同じくする公述申出書提出者に通知する。

3 市長は、前条の規定による公述申出書に、当該都市計画案に関係のない意見が記載されると認めるときは、その旨及び当該意見の部分を当該公述申出書提出者に通知する。

(公述人の指名)

第6条 市長は、第4条又は前条第1項の規定による公述人のほか、公述申出書提出者以外の者を公述人に指名することがある。

2 市長は、前項の規定により公述人を指名したときは、その旨を当該公述人に通知する。

(公述時間)

第7条 公述人が意見を述べる時間(以下「公述時間」という。)は、1人につき30分以内で市長が定める時間とする。

2 市長は、前項の規定により公述時間を定めたときは、その旨を公述人に通知する。

(傍聴手続)

第8条 公聴会を傍聴しようとする者は、市長が特に認める場合を除き、市長が定める期限までに、市長にその旨を申し出なければならない。

(平16規則62・一部改正)

(公聴会の議長)

第9条 公聴会の議長は、本市の職員のうちから市長が指名する。

(意見の陳述)

第10条 公述人は、公述申出書(第5条第3項の規定による通知を受けた場合にあっては、当該通知に係る部分を除く。第3項において同じ。)に準拠して意見を述べなければならない。ただし、第6条第1項の規定により指名された公述人については、この限りでない。

2 公述人は、代理人により意見を述べることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

3 議長は、公述人の発言が公述申出書に準拠していないとき若しくは公述時間を超過したとき又は公述人に不穏当な発言があったときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(発言の制限)

第11条 公聴会においては、何人も議長の許可があった場合を除き、発言することができない。

(公聴会の秩序維持)

第12条 公聴会の会場においては、何人も議長の指示に従わなければならない。

2 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(公聴会の延期)

第13条 市長は、災害その他やむを得ない理由により、第3条第1項の規定により公示した日時に公聴会を開催することができないときは、当該公聴会を延期することがある。

2 市長は、前項の規定により公聴会を延期しようとするときは、速やかにその旨を公述人及び傍聴人に通知するとともに、変更後の公聴会の開催を予定する日前5日までに、当該変更後の公聴会の開催を予定する日時及び場所を公示しなければならない。

(平16規則62・一部改正)

(会議録の作成)

第14条 議長は、公聴会について次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 公聴会の日時及び場所
- (2) 出席した公述人の氏名及び住所
- (3) 都市計画案の概要
- (4) 公述人が述べた意見の全文又は要旨

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、公聴会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則〔平成16年12月10日規則第62号〕

この規則は、公布の日から施行する。